

第3次 日野市特別支援教育 推進計画

平成26年3月
日野市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け及び考え方	2
3 計画期間	2
4 日野市の取組	3
5 国や東京都の動向	3
(1) 国の動向	3
(2) 東京都の動向	4
(3) 国及び東京都の動向に関して市の対応	5
第2章 推進計画の基本理念と推進指針	6
1 基本理念	6
2 推進指針	6
第3章 日野市における特別支援教育の現状と課題	7
1 これまでの取組と成果	7
(1) 学校の体制整備	7
(2) 特別支援学級の設置状況	8
(3) 教育委員会の支援体制	9
(4) 障害等への理解、交流	12
2 特別支援学級の現状と今後の見込み	14
(1) 特別支援学級の児童・生徒数の推移	14
(2) 特別支援学級の今後の見込み	18
(3) 特別支援学級の児童・生徒保護者アンケート結果より	19
3 特別支援教育の課題	20
(1) 特別支援学級の児童・生徒数への増加の対応	20
(2) 学校体制の充実	20
(3) 通常の学級での特別な支援を必要とする児童・生徒への取組	20
(4) リソースルームの小・中学校の連携した支援	20
(5) 地域環境の整備	21
第4章 日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策	22
1 具体的な施策	22

第5章 計画の進行管理（推進体制）	3 1
1 計画の進行管理	3 1
2 計画の進捗状況の点検と評価	3 1

《参考資料》

1 第3次日野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱	3 2
2 第3次日野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿	3 4
3 第3次日野市特別支援教育推進計画策定委員会の検討経過	3 5
4 特別支援学級一覧（平成25年4月現在）	3 6
5 用語解説	3 7

はじめに

日野市教育委員会では、これまでの知的障害、情緒障害、言語障害等に加えて、知的遅れのない発達障害^{※27}（学習障害^{※2}（LD）、注意欠陥多動性障害^{※18}（ADHD）、高機能自閉症^{※10}等）のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、児童・生徒の能力や可能性を伸ばしていくために特別支援教育^{※21}を推進してきました。

平成19年3月に策定した「日野市特別支援教育推進計画」では、特別支援教育に関わる体制整備などの項目について取組、推進してきております。また、平成21年2月に策定した「教育のまち 日野（日野市学校教育基本構想^{※28}）」にも特別支援教育が位置付けられ着実に進めていきました。

平成23年度に策定した「第2次日野市特別支援教育推進計画」では、平成25年度までに実施する事業、着手する事業など、具体的な施策を盛り込んだ計画として推進してきました。

「第3次日野市特別支援教育推進計画」では、第2次日野市特別支援教育推進計画で取組んできた施策を引続き実施しながら、障害者の権利に関する条約^{※15}に伴う国の動向や、「東京都特別支援教育推進計画^{※19}第三次実施計画」で掲げられている「特別支援教室^{※25}構想」の動向も踏まえた計画としています。

また、平成26年度に開設する日野市発達・教育支援センターは、幼児期から学校卒業までを見通した多様な特別支援教育を推進するため、教育分野と福祉分野が連携し、一体となった支援体制を整えることが一層重要であると考えます。

本計画をもとに障害のある幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援するとともに、共生社会^{※4}の実現に寄与できるよう推進してまいります。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成26年3月

日野市教育委員会

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 平成19年4月に学校教育法等の施行により、特別支援教育は本格的に始まりました。これまでの特殊教育^{*20}の対象の障害だけでなく、その対象でなかった発達障害（学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等）のある幼児・児童・生徒に対してその一人一人のニーズを把握し、その幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うこととなりました。

特別支援教育の対象となるのは、特別支援学校^{*23}や特別支援学級^{*22}に在籍している児童・生徒だけでなく、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒や就学前の幼児も対象となります。

- これまで、市教育委員会では、平成19年3月に日野市特別支援教育在り方検討委員会が策定した「日野市特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育の充実を図り、障害のある児童・生徒に応じた教育や支援体制等を推進してまいりました。更に平成23年度には平成25年度までを計画期間とする「第2次日野市特別支援教育推進計画」を策定し、具体的に取組む施策を掲げ特別支援教育を推進しております。
- 平成24年12月に文部科学省が発表した発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%であったことや、特別支援学級に通う児童生徒が増え続けている現状から、第2次特別支援教育推進計画に引続きニーズに応じた施策を掲げ、更に特別支援教育の推進に向けて取組むこととして本計画を策定しました。

2 計画の位置付け及び考え方

- 本計画は、小学校、中学校の現状及び特別支援学級の在籍状況等を把握した上で、「第5次日野市基本構想・基本計画^{*29}」（平成23年3月策定）との整合を図りました。
- 「障害者保健福祉ひの6か年プラン^{*16}（障害者計画）」などの関連計画等との整合を図るとともに、平成22年11月に東京都が策定した「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」や国の動向にも留意して策定しました。

3 計画期間

本計画は、平成26年度から平成28年度まで3年間とします。

計画期間中に幼児・児童・生徒数等の変化や、国や東京都の動向を注視しながら、適宜必要な計画の見直しを図っていきます。

4 日野市の取組

- 教育委員会では、障害の有無にかかわらず学齢期のすべての児童・生徒の教育の機会の保障をしており、障害の状況に応じて適切な教育が受けられるよう教育環境の整備を行っています。
- 小・中学校において特別な支援を必要とする児童・生徒について特別支援教育を行っています。特別支援学級だけでなく通常の学級においても特別支援教育を推進しています。更に都立特別支援学校や日野市の関係機関と連携、協力してひのっ子の教育支援を行っています。
- 平成26年度に開設する日野市発達・教育支援センター（以下「支援センター」という）は、発達に遅れや偏りのある0～18歳までの子供を支援する組織となり、発達障害のある子供への市の支援の中心的な役割を担う機関となります。
- 市では、支援センターを特別な支援を必要とする子供の総合相談と支援を行う施設として検討を進めています。この支援センターでは、就学前から義務教育期間を通して18歳までを一貫した支援を行うため、教育分野と福祉分野が一体となった子供、保護者、関係機関の相談と支援を実施していく予定です。また、0～18歳までの切れ目のない支援体制を構築するため、「かしのきシート^{*3}（個別の支援計画）」を作成、支援を行います。
- 今後、支援センターが中心となって、教育と福祉が連携・協力し市全体での支援体制の確立に向けて取組を進めてまいります。

5 国や東京都の動向

(1) 国の動向

- ① 国では平成19年9月に障害者の権利に関する条約に署名して以降、障害者制度改革として、障害者基本法の改正、中央教育審議会初等中等教育分科会から、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*1}構築のための特別支援教育の推進」の報告がまとめられました。

■ 共生社会の形成に向けて

- ・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- ・ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ・ 共生社会の形成に向けた今後の進め方

■ 就学相談^{*13}・就学先決定の在り方について

- ・ 早期からの教育相談・支援
- ・ 就学先決定の仕組み
- ・ 一貫した支援の仕組み
- ・ 就学先相談、就学先決定に係る、国・都道府県教育委員会の役割

■障害のある子供が十分教育を受けられるための合理的配慮^{*6}及びその基礎となる環境整備

- ・「合理的配慮」について
- ・「基礎的環境整備」について
- ・学校における「合理的配慮」の観点
- ・「合理的配慮」の充実

■多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

- ・多様な学びの場の整備と教職員の確保
- ・学校間連携の推進
- ・交流及び共同学習の推進
- ・関係機関等との連携

■特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

- ・教職員の専門性の確保
- ・教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方
- ・教職員への障害のある者の採用・人事配置

②中央教育審議会の答申「第2期教育振興基本計画について（答申）」平成25年4月25日の中で、「基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進」の基本的な考え方、現状と課題から主な取組として次のとおりです。

<主な取組>

- ◇ 円滑な就学手続きの実現及び障害のある子供に対する合理的配慮の基礎となる環境整備
- ◇ 発達障害のある子供への支援の充実

③障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。この後、国では障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立などの国内の法令の整備を進め、平成25年12月に国会で承認され、平成26年1月20日に条約の批准書を国連に提出しました。これにより、同条約の効力が2月19日から生じることになっています。

(2) 東京都の動向

①東京都教育ビジョン（第3次）

- ・平成25年度から29年度までの5年間を中心に、今後の中・長期的に取組むべき基本的な方向性（10の取組）と主要施策（23の施策）が示されました。
- ・特別支援教育関係では、取組の方向「8 質の高い教育環境を整える」で主要施策として「東京都特別支援教育推進計画の着実な推進」として掲げられています。

②東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画

- ・平成22年11月に東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を策定しました。この計画は、平成23年度から平成28年度までの6年間の計画となっています。
- ・この計画の「第二部 第3章 区市町村における特別支援教育の体制整備」では、通常の学級に在籍する児童・生徒で発達障害がある児童・生徒が増えている現状から、「小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制」の構築を図ることとなっています。
- ・特に、発達障害のある児童・生徒に対する重層的な支援体制として、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する方向が示されました。平成24年度から26年度まではモデル事業を実施し、平成28年度から順次小学校から導入する計画となっています。

(3) 国及び東京都の動向に関する市の対応

①国の動向への市の対応

- ・就学相談や就学先決定の仕組みについては、国が示す以前より市では適切な就学を判断した上で、最終的には保護者・本人の意向を踏まえて就学先を決定しています。
- ・障害のある子供への合理的配慮については、現状でも個々の特性に応じたできる限りの配慮を行っています。今後具体的に内容などが示される予定でありますので、その通知を踏まえて適切に対応しています。

②東京都の動向への市の対応

- ・平成28年度から順次導入する予定となっている「特別支援教室」については、モデル事業を行っている4区市（目黒区・北区・狛江市・羽村市）の実施状況を把握するとともに、日野市で実施することを想定した対応も検討することを考えています。

第2章 推進計画の基本理念と推進指針

1 基本理念

障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、学校・家庭・地域及び関係機関と一層密接な連携のもとに、幼児期から学校卒業後までを見通した多様な特別支援教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

2 推進指針

(1) 安心して、豊かに学べる教育環境を整備し、幼児期から中学校までの一貫した支援体制を市全体で構築します。

○幼稚園、保育園、小・中学校、福祉、保健、医療等の関係機関が綿密な連携を図り、支援センターと一体となった一貫した相談や支援体制を整えます。

(2) 学校における校内委員会の充実を図り、家庭や地域との連携を一層進め、共に育てていく学校づくりを進めます。

○学校の校内委員会の充実を図ります。

○保護者と教員等が情報を共有し、相互理解と信頼を築くために関係機関と連携し、共に育てていく学校づくりを進めます。

(3) 通常の学級での特別支援教育の充実を図るために教員の専門性の向上に努め、特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行う学校づくりを進めます。

○ひのスタンダードの定着を図るとともに、指導力向上を目指します。

(4) 障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。

○ニーズに応じた特別支援学級の設置を検討します。

○幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を目指します。

○きめ細かな相談体制の充実を図ります。

(5) すべての子供が共に育つ地域社会の実現を目指します。

○障害の有無にかかわらず、すべての子供が共に育つことができる地域社会を実現できるよう、子供同士が日常的にふれあい、共感し合うことのできる環境づくりを推進します。

○市民や保護者等に対して障害や特別支援教育の理解啓発に取り組みます。

第3章 日野市における特別支援教育の現状と課題

1 これまでの取組と成果

平成23年度に策定した「第2次日野市特別支援教育推進計画」により、各種事業の施策を推進しています。特に、学校の体制や相談体制等の整備を中心に進めてきています。

(1) 学校の体制整備

① 校内委員会^{*7}の設置

- ・小・中学校全校に設置しています。
- ・校内委員会の基本的な役割は、「特別な配慮を要する児童・生徒の実態把握」、「指導の手だてや配慮事項の検討」、「個別指導計画^{*8}の作成」、「関係機関との連携」、「全教職員の共通理解を図るための校内研修の開催」などがあります。

② 特別支援教育コーディネーター^{*26}の指名

- ・小・中学校全校で指名をしています。
- ・平成18年度までは、コーディネーターの養成研修を実施し、その役割等について理解を深めてきました。平成19年度からは、校内委員会を中心とした組織的な特別支援教育の推進ができるよう、コーディネーター研修の充実に努めています。

③ 個別指導計画・個別の教育支援計画^{*9}の作成

- ・児童・生徒実態把握票及び個別指導計画の書式を統一し、実施しています。
- ・個別指導計画は、すべての障害のある児童・生徒に対して作成します。
- ・個別の教育支援計画は、平成23年度から特別支援学級に在籍または通級する児童・生徒を対象に作成しています。
- ・いずれの計画も、保護者と協議の上で作成します。

④ 小学校・中学校へのリソースルームの設置

- ・リソースルームは、通常の学級に在籍している児童・生徒で、発達障害等により、特定の教科学習の理解に困難を示している児童・生徒に対し、補充指導やつまづいているところに戻って学習支援を行う場所です。
- ・リソースルームでは、リソースルームティーチャーを配置して、児童・生徒のつまづきに応じた学習指導を、週に1時間ないし2時間行います。
- ・小学校では、平成23年度からは17校全校にリソースルームを設置して事業を実施しています。
- ・中学校では、小学校から継続した支援を目指して平成24年度から中学校1校で、平成25年度からは2校で生徒へ学習支援を実施しています。

■ リソースルームの設置校及び利用児童・生徒数推移（平成19年度～25年度）

年度	設置校	利用者数	備 考
19	1校	22人	潤徳小学校をモデル校として実施
20	9校	147人	特別支援学級が設置されていない9校に設置
21	14校	259人	知的障害学級がある5校（日野第三小を除く）に設置し、14校で事業を実施
22	16校	302人	情緒障害等通級指導学級がある2校に設置し、16校で事業を実施
23	17校	332人	小学校17校（全校）で事業を実施
24	17校	311人	小学校17校（全校）で事業を実施
	1校	13人	日野第三中学校でモデル事業を実施
25	17校	313人	小学校17校（全校）で事業を実施
	2校	26人	中学校2校で事業を実施

* 25年度は、7月現在の利用数

⑤ ひのスタンダードの推進のための研修

- ・ 通常の学級での特別支援教育を推進するためにチェックリストを作成し、各学校での特別支援教育の課題の明確化を図りました。チェックリストの内容を、ひのスタンダードとして市内全学校の取組の基準として進めています。
- ・ 特別な支援を必要とする子供への手だては、すべての子供にも有効であるというユニバーサルデザイン^{*31}の視点で、平成22年度には事例等を取りまとめた書籍を出版しました。書籍を有効に活用するため、小・中学校の全教員に配布しました。また、すべての学校において特別支援教育の視点を活かした指導の推進を図っています。

(2) 特別支援学級の設置状況

- ・ 特別支援学級の児童・生徒が増えている現状から、障害に応じた特別支援学級の設置を進めてきました。
- ・ 平成23年度には、中学校の知的障害学級に在籍する生徒が増え、4学級（1学級8名）となり、このままではできるだけ少ない人数でかつ、落ち着いた環境での指導ができない状況となっていました。
- ・ このため、今後の進学予定の児童数等を見込みながら、平成24年度に平山中学校に1校設置しました。これにより、中学校の知的障害学級では3校目の開設となりました。

■特別支援学級の設置校数の年度別推移（平成20年度～25年度）（校）

学校別	学級別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	固定	知的障害	6	6	6	6	6
		病弱	1	1	1	1	1
	通級	情緒障害等	2	3	3	3	3
		言語障害	2	2	2	2	2
		難聴	1	1	1	1	1
中学校	固定	知的障害	2	2	2	2	3
		自閉症・ 情緒障害	0	1	1	1	1
	通級	情緒障害等	1	1	1	1	1

※ 難聴学級は、平成20年度から23年度までは通級する児童がいないため休級となっていました。平成24年度から復級しています。

（3）教育委員会の支援体制

平成20年度、教育委員会内に課相当の「特別支援教育推進チーム」を設置し、特別支援教育関係の業務を集約して、就学相談や特別支援教育に関わる相談先の一本化、明確化を図りました。

① 専門委員会^{*17}の開催

- ・通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童・生徒の望ましい教育的対応について、専門的な検討を行うため専門委員会を設置しています。
- ・専門委員会は、学校からの申し出に基づいて、学習や生活などに困難さを示す児童・生徒について、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等か否かの判断と、対象となる児童・生徒への望ましい教育的対応について検討し、専門的な意見の提示や助言を行っています。

② 巡回相談員^{*14}の派遣

- ・巡回相談事業として、特別支援教育の専門家が学校に訪問し、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子供の適切な教育対応のために、専門的な視点から助言を行っています。個別指導計画を作成する際の助言や、校内委員会への参加、子供の行動観察、希望する保護者との相談、担任との相談等を行います。
- ・平成25年度は、明星大学から特別支援教育に造詣があり心理等の専門家である4名の教授・准教授が巡回相談員として小・中学校25校を分担し、各学期に1回と必要に応じて要請による巡回相談を行っています。

③ 就学支援シート、進学支援シートの作成と活用

- ・幼稚園や保育園、小学校等での園児や児童の様子、進めてきた指導等について「就学支援シート」と「進学支援シート」を用いて、進学先の小学校や中学校に引継いでいきます。
- ・小学校や中学校では、シートに書かれた内容を入学時の指導や保護者との連携に活用し、入学後の相談活動を進めやすくしています。平成20年度より、市内の全幼稚園・保育園・小学校で実施していることもあり、各ステージで継続した支援を行うための有効なツールとして、ニーズが高まっています。
- ・就学支援シートの理解が深まるとともに、特に中学校進学に向けた進学支援シートの作成件数も大幅に増えています。
- ・また近年、就学支援シートでは、保育園に在籍する幼児の活用が増えており、就学前の機関としての保育園での特別支援教育への理解の広がりが感じられます。

■就学支援シート、進学支援シート作成件数推移（平成19年度～24年度）

《就学支援シート》

《進学支援シート》

年度	合計 件数	内 訳					市外 幼稚園
		公立		私立			
		幼稚園	保育園	幼稚園	保育園		
19	44	11	11	17	5	0	
20	61	17	17	11	15	1	
21	91	26	31	21	11	2	
22	85	26	24	22	8	5	
23	78	9	36	14	16	3	
24	97	13	39	21	22	2	

年度	小学校
19	28
20	38
21	44
22	53
23	73
24	77

④ 特別支援教育コーディネーター研修等

- ・各学校で指名している特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るため、定期的に研修会等を実施しています。
- ・平成19年度から21年度までは、養成研修を年9回、特別支援教育研修会を年1～2回実施しました。
- ・研修を通して校内委員会のマニュアルを作り、コーディネーターが校内委員会における役割がわかる仕組みをつくりました。
- ・平成25年度は研修内容をより充実して取り組んでいます。このほか、新たにコーディネーターとなった教員には新規採用教員等も参加する、特別支援教育に関わる基礎研修、専門研修にも参加できる仕組みをつくり、障害等に関する理解をより深める機会としています。

⑤ 特別支援教育に関わる研修

- ・小・中学校の特別支援教育の理解、充実に向けて、すべての教員を対象とした研修を実施しています。また、教員の経験や職層及びニーズに応じた研修も実施します。
- ・都立七生特別支援学校、都立八王子東特別支援学校と連携した専門性の向上を目指して、教材づくりや指導方法等の研修を実施しています。

⑥ 特別支援学校との連携

- ・市内にある都立七生特別支援学校には、日野市の特別支援教育のセンター的機能^{*24}として、小・中学校等に在籍する幼児・児童・生徒等の教育に関し、必要な指導や助言等をしてもらっています。
- ・日野市に隣接している都立八王子東特別支援学校でも、日野市からの児童・生徒が多く在籍していることもあり、様々なつながりをもっています。

■特別支援学校に在籍している日野市の児童・生徒数推移（平成21年度～25年度）
（人）

学校名	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
七生特別支援学校	65	42	70	36	76	47	82	58	91	62
八王子東特別支援学校	20	6	20	8	19	13	17	14	23	11
ろう学校	3	1	5	1	6	1	7	2	6	2
盲学校	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0
その他の特別支援学校	2	1	1	3	1	2	2	2	1	2
合計	92	50	98	48	102	64	108	76	121	77

(4) 障害等への理解、交流

① 副籍事業の実施と小・中学校と特別支援学校との交流

- ・日野市では、平成19年度から副籍事業を開始しています。都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校に副次的に籍をもつことで、居住する地域とのつながりの維持・継続を図ることを目的としています。
- ・主な活動内容として、学校便り等を交換する間接交流と、学校行事等に参加する直接交流を実施しています。
- ・平成21年度からは、「副籍事業連絡会」を年2回開催し、特別支援学校、市内の小・中学校、教育委員会が副籍事業の充実をめざして協議する場を設けています。
- ・都立特別支援学校に近い市立小・中学校では、交流推進校として特別支援学校の児童・生徒との交流を行っています。

■副籍制度^{※30}希望児童・生徒数推移（平成19年度～24年度）

(人)

年度	七生特別支援学校		八王子東特別支援学校		ろう学校		盲学校		その他の特別支援学校		合計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
19	10	6	7	1	1	4	0	0	1	0	19	11
20	20	21	8	1	1	0	0	0	1	0	30	22
21	26	18	11	3	2	1	2	0	1	0	42	22
22	32	18	12	4	3	0	1	0	2	0	50	22
23	30	25	12	3	3	0	0	0	2	0	47	28
24	34	31	12	5	3	0	0	0	1	0	50	36

※ 「小」は小学校、「中」は中学校

② 障害等に関わる講演会の開催

- ・平成20年度からは、特別支援教育、発達障害に関わる講演会を開催しています。
- ・平成24年度からは健康福祉部発達支援室と共催で、発達障害をテーマに講演会等を行い、広く市民や関係者等に理解・啓発を図るため連携を図っています。

■講演会実施状況（平成20年度～24年度）

年度	講演会のテーマ	講師名
20	発達障害とは何か ～特別支援教育の理解～	明星大学准教授 小貫 悟 氏
21	発達障がい児の困り感に寄り添う支援 ～社会的スキル等の課題を踏まえて～	明星大学准教授 島田 博祐 氏
22	発達障害児の課題に家庭でどう取り組むか	明星大学 専任講師 竹内 康二 氏
23	ひのスタンダードの取組 ～通常の学級における特別支援教育の推進～	明星大学准教授 小貫 悟 氏
24	発達が気になる子どもの理解と支援 ～ ほめる子育てのポイント -幼児から学童期まで- ～	島田療育センター はちおうじ所長 小沢 浩 氏

2 特別支援学級の現状と今後の見込み

(1) 特別支援学級の児童・生徒数の推移

<固定学級>

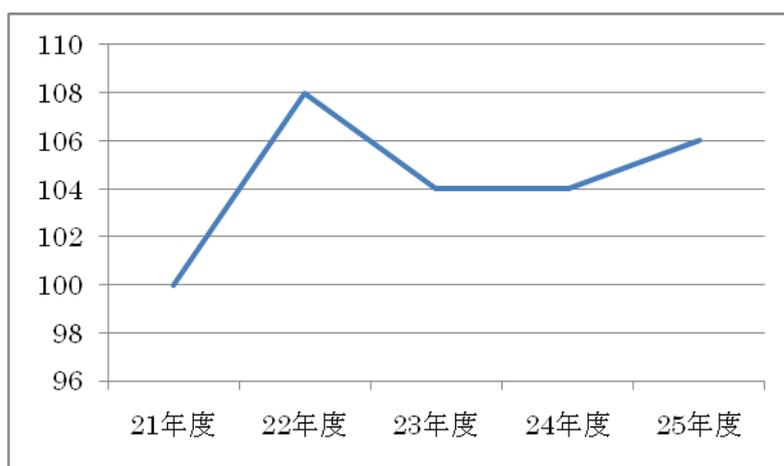
固定学級は、すべての指導等を在籍している学校の特別支援学級で行う学級です。市内には、知的障害学級、自閉症・情緒障害学級^{*11}、病弱学級があります。

① 知的障害学級

- ・小学校では、以前はスクールバスの利用により自宅近くの学校ではなく、遠方の知的障害学級を希望する児童がおりました。しかし、市内6校に設置されていることから、スクールバスに児童が乗車する時間をできるだけ少なくするため、運行範囲の縮小を図ってきました。これにより、自宅に近い学校に通学する児童が増えてきています。
- ・中学校の知的障害学級は、平成23年度までは生徒数が大幅に伸びている状況がありました。平成24年度には、平山中学校に市内で3校目となる知的障害学級を設置しました。このため、学級により増えていた生徒数も若干減り、人数も3学級（24名）以下となっています。

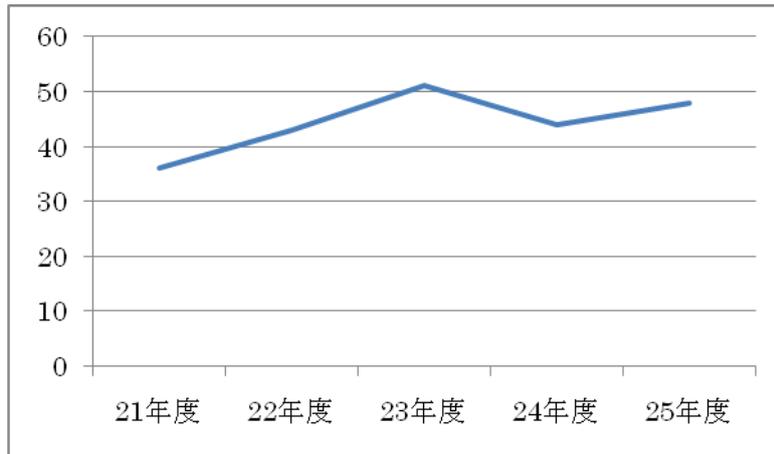
<小学校>

学級別	障害別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
固定	知的障害	100人	108人	104人	104人	106人



<中学校>

学級別	障害別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
固定	知的障害	36人	43人	51人	44人	48人

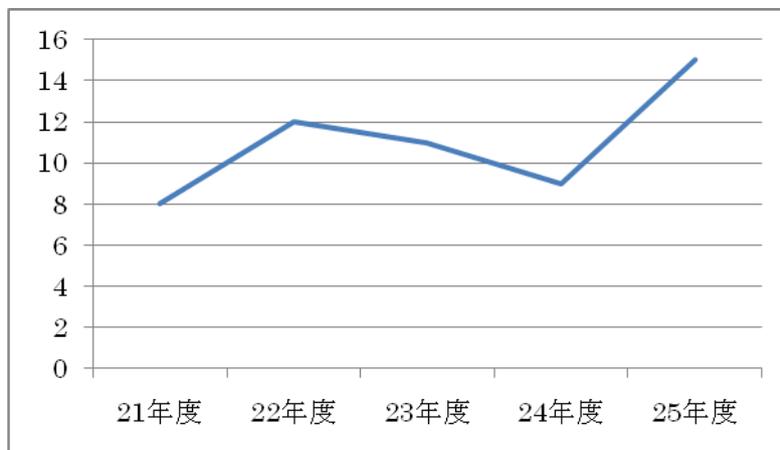


② 自閉症・情緒障害学級

- ・平成21年度に日野第二中学校に開設しました。この学級は、知的に遅れがなく、自閉症や情緒障害などの生徒を対象としています。
- ・コミュニケーションなどに課題があり、個別での指導や少人数での指導を必要とする生徒に、教科学習と合わせて課題解決に向けた指導を行っています。また、この学級では、生徒の実態に応じて、通常の学級に入って学習する教科もあります。
- ・生徒数は、平成24年度には若干減りましたが、平成25年度には開設以来一番多い状況となっています。

<中学校>

学級別	障害別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
固定	自閉症・情緒障害	8人	12人	11人	9人	15人



③ 病弱学級

- ・日野市立病院にある院内学級として、入院している児童を対象としています。この病弱学級は、入院期間中に病状に応じた適切な指導等を行う学級です。
- ・近年は長期入院が減っていることもあり、学籍を移してまでの転学はここ数年ありませんが、平成22年度中に1名の児童が在籍しておりました。短期入院でも教育相談として、必要に応じて児童の指導や相談を行っています。

<通級指導学級>

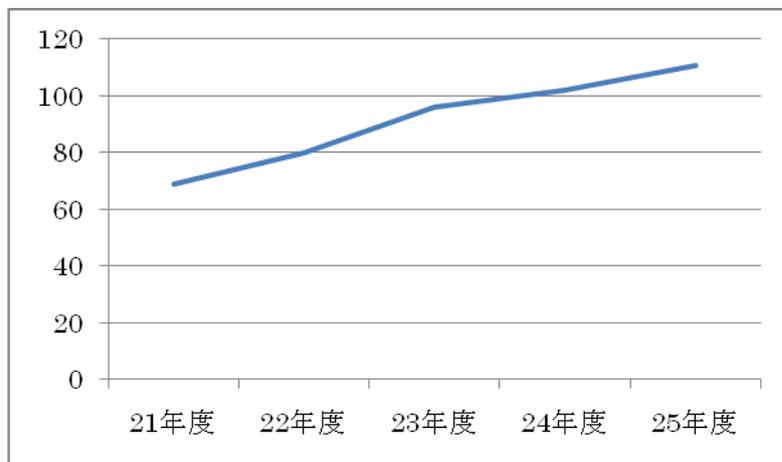
通級指導学級は、通常の学級に在籍しながら、通級指導学級のある学校に通って課題の改善のための指導を受ける学級です。在籍校の通級指導学級に通う場合を自校通級、在籍校以外の通級指導学級に通う場合を他校通級と呼んでおり、市内には情緒障害等、言語障害、難聴の通級指導学級があります。

① 情緒障害等通級指導学級

- ・小学校の情緒障害等通級指導学級は、平成21年度に3校目として東光寺小学校で開設しました。
- ・平成21年度以降は、毎年通級する児童は増え、平成25年度は21年度の約1.6倍となっています。
- ・特に、平成25年度には3校とも4学級（1学級10名）となっており、このままでは今後予想されるニーズには対応できない状況です。このため、来年度に向けて通級指導学級の開設が急務となっています。

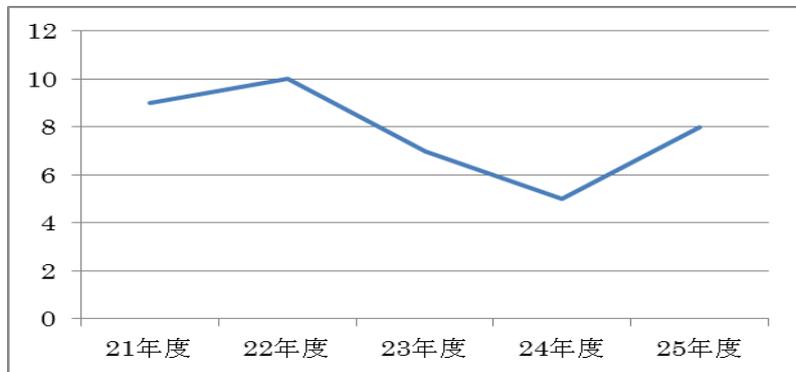
<小学校>

学級別	障害別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
通級指導	情緒障害	69人	80人	96人	102人	111人



<中学校>

学級別	障害別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
通級指導	情緒障害	9人	10人	7人	5人	8人

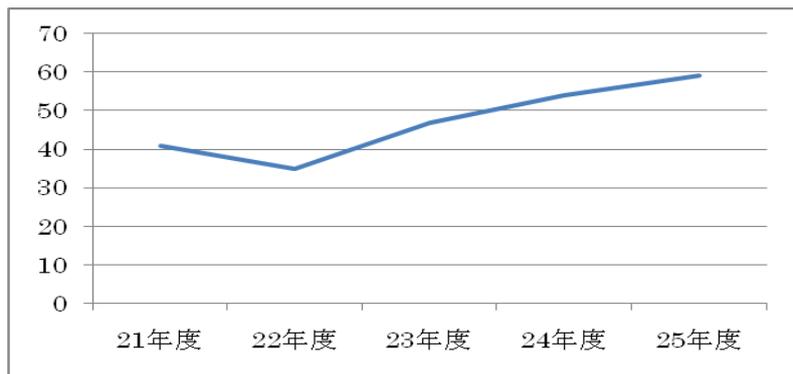


② 言語障害通級指導学級

- ・言語障害通級指導学級は、ことばの教室として、吃音、構音、言語発達などのことばの課題について児童への指導を行っています。
- ・この学級は、現在2校に設置し一時は通級する児童が減りましたが、平成23年度以降は毎年増加傾向を示しており、平成25年度は平成21年度と比べ約1.4倍となっています。

<小学校>

学級別	障害別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
通級指導	言語障害	41人	35人	47人	54人	59人



③ 難聴通級指導学級

平成19年度までは在籍児童がいたため開設していましたが、平成20年度以降は在籍する児童がいないことから平成23年度まで休級となっていました。平成24年度には2名の児童が通級することになり、現在は復級し聞こえの指導を行っています。

(2) 特別支援学級の今後の見込み

① 通常の学級において特別な支援を必要とする児童・生徒の状況

- ・平成24年12月に文部科学省が発表した調査結果では、通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、人とコミュニケーションがうまくとれないなどの発達障害の可能性のある小・中学生が6.5%いる結果となっています。前回の平成14年調査では6.3%であり、若干ではありますが増加している傾向があります。
- ・この調査から40人学級ではクラスに2～3人の割合で、何らかの支援を必要とする児童・生徒がいることとなります。
- ・全体の割合では、男子が9.3%、女子が3.6%で男子の割合が多い傾向があります。対象となる児童・生徒は、学年が上がるにつれて減り、小学校1年生では9.8%ですが、中学校3年生では3.2%という結果となっています。

② 東京都の将来推計

- ・平成22年11月に策定された「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」では、障害のある児童・生徒数の将来推計として、今後も増え続ける推計値が発表されております。
- ・この中では、情緒障害等通級指導学級、知的障害固定学級の児童・生徒数が大幅な増加を示しており、特に、情緒障害等通級指導学級の増加は顕著となっています。

	21年度	27年度(推計値)	32年度(推計値)
情緒障害等 (通級指導学級)	4,647人	8,017人	8,804人
知的障害 (固定学級)	7,140人	8,582人	8,942人

③ 日野市の今後の見込み

- ・平成25年5月1日現在の児童・生徒数では、小学校の情緒障害等通級指導学級と中学校の自閉症・情緒障害固定学級が大幅な伸びを示しています。推計値ではこれまでの伸び率を積算し、平成21年度から平成25年度までの平均伸び率として想定し、情緒障害等通級指導学級は12.7%、自閉症・情緒障害固定学級は、17%の伸び率で算出しています。

		21年度	25年度	28年度(推計値)
情緒障害等 (通級指導学級)	小学校	69人	111人	158人
自閉症・情緒障害 (固定学級)	中学校	8人	15人	24人

(3) 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果より

平成23年度に第2次特別支援教育推進計画を策定する際に実施した、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケートの集計結果からは、次のことがあげられています。

①「特別支援学級に期待すること」は

- ・固定学級・通級指導学級とも教員による個別指導の充実、指導力、学習環境等の充実が求められています。
- ・教員研修や指導環境の充実が今まで以上に必要となっています。

②「日野市教育委員会に期待すること」は

- ・固定学級と通級指導学級では、ニーズの違いも見受けられましたが、ステージが切り替わる場面の就学や進学に際しての引継ぎについて、両方の学級の保護者が期待をしています。
- ・このほか固定学級では、介助員等の配置、就学相談の充実を期待していることから、より個別配慮を望んでいること、適切な学級への就学・進学を保護者が考えていることが見受けられます。
- ・一方通級指導学級では、児童・生徒は通常の学級に在籍していることから、通常の学級での特別支援教育の充実が望まれています。その他、小学校全校で実施したリソースルームについて、中学校での設置が期待されていました。

3 特別支援教育の課題

(1) 特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応

- ・小学校の情緒障害等通級指導学級は、利用する児童が増え続けています。平成25年度以降も増え続けることが予想されており、平成26年度に新設を検討しないと待機となり、入級できずに支援をすぐに受けることができなくなります。
- ・中学校の自閉症・情緒障害学級は、平成25年度に大幅に生徒数が増えています。今後このペースで推移すると生徒数が多くなり3学級(24名)を超える可能性があります。できるだけ少ない生徒数で落ち着いた教育環境での指導を必要とすることから、動向を見ながら新設を検討する必要があります。
- ・情緒障害等通級指導学級は、東京都が平成28年度から実施予定の「特別支援教室」について、対応を検討する必要があります。

(2) 学校体制の充実

- ・学校での児童・生徒への特別支援教育の充実を図るためには、校内委員会の充実を図る必要があります。
- ・校内委員会の中心となる教員が異動した場合、組織の低下を招く恐れがあります。このため、人事異動があっても校内委員会が充実した組織として存続できる仕組みづくりが必要となっています。

(3) 通常の学級での特別な支援を必要とする児童・生徒への取組

- ・通常の学級で特別支援教育を推進するため、教員の指導力向上が必要となっています。
- ・平成22年度から取組んでいるひのスタンダード(通常の学級での特別支援教育のスタンダード)を踏まえ、更に分かる、理解できる授業として、授業のユニバーサルデザイン化に向けた取組を実施し授業改善を図っていくことが必要となっています。

(4) リソースルームの小・中学校の連携した支援

- ・平成23年度には小学校全校にリソースルームを設置し、発達障害等により学習につまずきのある児童の支援を実施しています。
- ・平成25年度においても支援を必要とする児童が多いことから、小学校での事業を継続する必要があります。
- ・平成24年度からは中学校のリソースルームモデル事業を日野第三中学校で、平成25年度は日野第一中学校と2校で実施しています。
- ・中学校においても、小学校から引続き支援を必要とする生徒がいることから、小・中学校の連携した支援を構築するため、中学校リソースルーム事業の拡充が必要となっています。

(5) 地域環境の整備

- ・市では、平成26年度に支援センターが開設します。発達障害等のある子供の相談・支援の中心となることから、教育と福祉が一体となって子供や保護者などの相談・支援を充実させていくことが求められます。
- ・平成26年度以降は、就学前から就学後をつなぎ支援センターとして切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。
- ・発達障害等の障害への理解がまだまだ十分でないことから、理解・啓発に向けた講演会等の実施が必要です。

以上の特別支援教育の課題については、「第4章日野市の特別支援教育の推進に向けた具体的な施策」の各施策に反映しております。

第4章 日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策

1 具体的な施策

<推進指針>

(1) 安心して、豊かに学べる教育環境を整備し、幼児期から中学校までの一貫した支援体制を市全体で構築します。

①支援センターを中心にした連携支援体制の構築（最重点施策）

項 目	26年度	27年度	28年度
支援センターを中心にした連携支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制構築 ・かしのきシートの実施（書式の統一） 	<ul style="list-style-type: none"> ・かしのきシートをシステムにより実施（予定） 	実 施

- 平成26年度に支援センターが日野市旭が丘に開設します。この開設を機に、特別な支援を必要とする子供、保護者、関係機関の相談・支援を行うため、教育部門と福祉部門が一体となった支援体制を構築します。
- 特に、教育委員会が行っている「就学（進学）支援シート」「個別の教育支援計画」について、平成26年度以降に支援センターで0歳から18歳までの個別支援計画として取組む「かしのきシート」と内容も含め書式を統一して、書く側と受取る側にもわかりやすく負担の少ない形態で取組を実施します。
- これにより、支援センターでシートの作成を希望する方については、小学校・中学校も含め一貫した支援体制を構築することができます。また、小学校から中学校への進学の際などのステージの切り替わりにおいても、シートの引継ぎにおける保護者の負担も軽減されることとなります。
- 平成26年度、かしのきシートは紙により実施する予定ですが、平成27年度以降は幼稚園・保育園、小・中学校と市が電子媒体によるシステム構築を検討しています。
- ※ 「切れ目のない支援検討委員会^{*5}最終報告」（発達支援室主管；平成25年3月）より

② 個別の教育支援計画の作成・活用

項 目	26年度	27年度	28年度
個別の教育支援計画の作成・活用	書式の統合 作成・活用	作成・活用	→

学校と医療機関、福祉施設等の関係機関が連携して、児童・生徒への一貫した支援を行うため、平成23年度より関係機関の支援内容について記載する「個別の教育支援計画」の作成、活用を実施しています。

平成26年度以降支援センターで実施する「かしのきシート」に書式を統合し、同じようなシートを増やさないよう作成する側に配慮したものとします。

③ 就学支援シート、進学支援シート^{*12}の作成・活用

項 目	26年度	27年度	28年度
就学支援シート、進学支援シートの作成・活用	作成・活用	→	→

「就学支援シート」と「進学支援シート」を用いて、園児や児童の様子、進めてきた指導等について、小学校や中学校に引継いでいき、就学や進学に伴う保護者の不安感の軽減及びスムーズな支援体制の構築ができるようにします。

また、平成26年度から支援センターで実施する「かしのきシート」の内容と書式を統合し作成・活用します。新しいシートの実施に伴い、支援する側の立場で同じようなシートを重複して作成することがないよう配慮します。

④ (仮称) 発達支援関係機関連携協議会の設置

項 目	26年度	27年度	28年度
(仮称) 発達支援関係機関連携協議会の設置	設置	協議会開催	→

関係機関と連携しながら児童・生徒を支援することが必要であるため、(仮称)発達支援関係機関連携協議会の設置をします。

なお、設置にあたっては、特別支援教育関係機関と同様な協議会の構成となるため、支援センターで設置する(仮称)発達支援関係機関連携協議会の業務内容に、特別支援教育を含めた運営とします。

<推進指針>

(2) 学校における校内委員会の充実を図り、家庭や地域との連携を一層進め、共に育てていく学校づくりを進めます。

① 校内委員会の充実

項目	26年度	27年度	28年度
校内委員会の充実	充実	→	

特別な支援を必要とする児童・生徒に、組織的で適切な支援を行うことを目的として小・中学校に校内委員会を設置しています。

すべての学校の校内委員会の運営が充実するように、平成24年度に「校内委員会の1年」としてマニュアルを作成しました。このマニュアルでは、特別支援教育コーディネーターが中心となって行う校内委員会の運営内容をまとめ、学校が各月に行うべきことをわかりやすく記しています。これにより校内委員会でやるべきことが明確になり、運営が円滑になることを期待しています。

また、校内委員会を推進する特別支援教育コーディネーターのスキルアップを目指すため、特別支援教育コーディネーター研修の充実を図ります。

② 個別指導計画の作成

項目	26年度	27年度	28年度
個別指導計画の作成	作成	→	

障害のある児童・生徒に対して、学校での指導目標や指導内容について、保護者と協議しながら「個別指導計画」を作成し、意図的、計画的に指導を行っていきます。

③ 個別の教育支援計画の作成・活用（再掲）

項目	26年度	27年度	28年度
個別の教育支援計画の作成・活用	書式の統合 作成・活用	作成・活用	→

学校と医療機関、福祉施設等の関係機関が連携して、児童・生徒への一貫した支援を行うため、平成23年度より関係機関の支援内容について記載する「個別の教育支援計画」の作成、活用を実施しています。

平成26年度から支援センターで実施する「かしのきシート」に書式を統合し、同じようなシートを増やさないうように作成する側に配慮したものとします。

<推進指針>

(3) 通常の学級での特別支援教育の充実を図るために教員の専門性の向上に努め、特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行う学校づくりを進めます。

① 「ひのスタンダード」の推進

項 目	26年度	27年度	28年度
「ひのスタンダード」の推進	推進	—————▶	

通常の学級では、特別な支援の必要のある児童・生徒が増え続けている現状から、「ひのスタンダード」（通常の学級での特別支援教育のスタンダード）を推進します。「ひのスタンダード」は、特別な支援が必要な児童・生徒に配慮し、すべての児童・生徒に効果のある取組となっています。

推進にあたっては、教育委員会が学校への支援を継続して行い学校での安定した取組ができるよう支援します。また、特別支援教育に関わるマネジメントの力が発揮できるよう、管理職研修等を通じて向上を図ります。

② 教員の指導力向上に向けた取組の推進（最重点施策）

項 目	26年度	27年度	28年度
教員の指導力向上に向けた取組の推進	充実・推進	—————▶	

- ひのスタンダード(通常の学級での特別支援教育のスタンダード)を基礎に、すべての児童・生徒が分かる（理解する）授業のユニバーサルデザインの取組を推進します。
- 小・中学校の特別支援教育の理解、充実に向けて、すべての教員を対象とした研修を実施します。また、教員の経験や職層及びニーズに応じて、研修内容等を工夫します。
- 特別支援学級の教員の指導力向上に向けた取組を進めます。七生特別支援学校、八王子東特別支援学校と連携し専門性の向上を図ります。

③ 特別支援教育コーディネーター研修の実施

項 目	26年度	27年度	28年度
特別支援教育コーディネーター研修の実施	充実	—————▶	

特別支援教育の校内体制が充実するように特別支援教育コーディネーターの研修の充実を図り資質向上を目指します。また、教員の人事異動等により、コ

ーディネーターが代わっても校内体制が維持・推進できるシステムづくりに努めます。

④ 専門委員会の開催

項 目	26年度	27年度	28年度
専門委員会の開催	開催（開催方法等の見直しを検討）	開催	→

通常の学級に在籍し学習や生活などに困難さを示す児童・生徒について、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等か否かの判断と、対象となる児童・生徒への望ましい教育的対応について検討し、専門的な意見の提示や助言を行う専門委員会を開催します。

また、最近では巡回相談員の派遣の充実から、専門委員会の開催を希望する学校が減ってきている状況があります。平成26年度には、開催方法等の見直しを検討し専門委員会の充実を図ります。

⑤ 巡回相談員の派遣

項 目	26年度	27年度	28年度
巡回相談員の派遣	派遣	→	→

特別支援教育の専門家である巡回相談員を、通常の学級に在籍し発達障害のある児童・生徒の適切な支援の在り方を助言するために、小・中学校に派遣します。

⑥ 学級支援員（通常の学級の介助員）の配置

項 目	26年度	27年度	28年度
学級支援員（通常の学級の介助員）の配置	配置	→	→

通常の学級で発達障害等により、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、学級支援員を配置し、個別な支援や学級運営の円滑化を図ります。

<推進指針>

(4) 障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。

① ニーズに応じた特別支援学級の増設（最重点施策）

項目	種別	26年度	27年度	28年度
ニーズに応じた特別支援学級の増設	(小学校) 情緒障害通級	増設 (1校)	(児童数等の 動向を把握)	
	(中学校) 自閉症・情緒固定	検討	(生徒数により) 増設(1校)	(生徒数等の 動向を把握)

- ニーズに応じた特別支援学級の設置に努めます。特に、通級する児童が増えている小学校の情緒障害等通級指導学級は、平成26年度に新設します。中学校の自閉症・情緒障害固定学級は、今後の生徒数の推移を踏まえ、平成27年度の新設を検討します。
- 特別支援学級の新設等にあたっては、将来の児童・生徒数を推計し、学級の動向やそれに伴う学校の施設面も考慮した上で検討します。
- 小学校の情緒障害等通級指導学級は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、「特別支援教室」構想を平成28年度から取組む予定です。今後は、その動向を注視しながら対応を検討してまいります。

② 特別支援教室（平成28年度から東京都が順次導入予定）の対応検討（最重点施策）

項目	26年度	27年度	28年度
「特別支援教室」の対応を検討	実施状況の把握と対応検討		

- 東京都では、「特別支援教室」をすべての学校に設置することを目的に、平成28年度から情緒障害通級指導学級の教員が巡回指導・相談を行うことを、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に掲げています。
- 平成24年度から26年度までは、都内4区市（目黒区・北区・狛江市・羽村市）でモデル事業を実施し、その検証、ガイドラインの作成を行い、平成27年度にはガイドラインの周知、平成28年度から小学校に順次導入予定となっています。
- 平成26年度までは、モデル事業を実施している各区市の実施状況を把握します。その後、平成28年度から東京都が順次導入する予定となっているため、その対応について検討します。

③ 中学校リソースルームの拡充を検討（最重点施策）

項 目	26年度	27年度	28年度
中学校リソースルームの拡充の検討	拡充を検討	—————▶	

- 平成24年度には、日野第三中学校でリソースルームのモデル事業を実施しました。発達障害等により支援を必要とする生徒を対象に、リソースルームティーチャーが学習支援を実施しました。中学校では、生徒への指導方法、配慮事項等の検討を行い、小学校とは違った学校での支援体制等を検討しました。
- 実施した効果から平成25年度には更に、日野第一中学校で事業を開始し2校で事業を行っています。2校での実施状況からは、生徒が自信を取り戻し自発的に取り組む姿勢などの変化が見られ、学校全体に特別支援教育の理解の深まりが見られました。
- 事業実施による効果があることから、平成26年度以降は更に拡充を図るため検討を行います。拡充にあたっては当面、市内中学校の4つのブロックにそれぞれ1校の設置を目指すことを基本としますが、各中学校の必要性も考慮し適切に配置してまいります。その上で更に必要性が認められる場合は更なる拡充を検討します。
- この事業の要となるリソースルームティーチャーの指導力については、小学校と中学校の継続した支援となるよう研修の機会を通じて指導方法等の充実を図ります。また、研修を通してリソースルームでの指導方法、指導内容について共通理解を図るとともに、指導力向上を図ります。

④ リソースルームの小学校での継続実施

項 目	26年度	27年度	28年度
リソースルームの小学校での継続実施	継続	—————▶	

発達障害等のある児童に応じた個別支援は、児童への効果、保護者の理解、学校の特別支援教育への理解に深まりがあるなどの成果があることから、引続き小学校全校（17校）にリソースルームを継続して設置します。

実施にあたっては、各学校の実施状況や方法を常に把握し、適切な指導や運営ができるよう支援をしてまいります。また、リソースルームティーチャーを対象とした研修を実施し、リソースルームでの指導方法、指導内容について共通理解を図ります。

⑤ 教員（特別支援学級）の専門性の向上（研修の充実）

項 目	26年度	27年度	28年度
教員（特別支援学級）の専門性の向上（研修の充実）	充実	—————▶	

特別支援学級担任を対象とした研修会を開催し、専門性を向上させる機会を確保し、研修内容の充実を図ります。また、特別支援学級に専門家（スーパーバイザー）を派遣し、授業改善等を図れるようにします。

障害理解の研修会等を行い、教員の専門性の向上を図ります。

⑥ 就学相談体制の充実

項 目	26年度	27年度	28年度
就学相談体制の充実	充実	—————▶	

保護者向けの就学・進学相談説明会を開催し、就学相談の流れや特別支援学級、特別支援学校の指導内容等について説明を行います。

就学相談員は、複数名配置して保護者がいつでも相談することができる体制を維持します。また、臨床心理士を配置し、専門的な助言等を得られる体制を整えます。

⑦ 介助員（特別支援学級）の配置

項 目	26年度	27年度	28年度
介助員（特別支援学級）の配置	配置	—————▶	

児童・生徒一人一人の特性に応じた指導が充実するように、特別支援学級に介助員を配置します。

⑧ 七生特別支援学校との連携

項 目	26年度	27年度	28年度
七生特別支援学校との連携	連携	—————▶	

地域の特別支援教育のセンター校として、各種研修会、連絡会及び就学相談委員会等への七生特別支援学校教員の参加、七生特別支援学校の研修会への日野市の教員の参加、七生特別支援学校と特別支援学級や近隣の学校との交流、連携等を行います。

<推進指針>

(5) すべての子供が共に育つ地域社会の実現を目指します。

① 副籍制度の推進

項 目	26年度	27年度	28年度
副籍制度の推進	推進	→	

特別支援学校に在籍する児童・生徒が地域社会で共に育つための副籍制度を推進します。また、副籍事業連絡会を開催し、特別支援学校と小・中学校の情報共有・連携を図ります。

② 交流教育の推進

項 目	26年度	27年度	28年度
交流教育の推進	推進	→	

特別支援学校と近隣の学校との交流教育を推進するとともに、特別支援学級と通常の学級との交流教育も推進します。

③ 障害などの理解啓発事業の実施

項 目	26年度	27年度	28年度
障害などの理解啓発事業の実施	実施	→	

市民への障害等の理解啓発を図るため、発達障害等をテーマとする講演会等の取組みを発達支援室と連携して実施します。

第5章 計画の進行管理（推進体制）

1 計画の進行管理

- 本計画の推進にあたっては、市民、学校の教職員に周知し、必要な事業の推進を図ります。
- 本計画を推進するための組織として、学校関係者、幼稚園職員、関係機関等で構成する「特別支援教育推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の把握とともに、今後の日野市の特別支援教育についても検討します。

2 計画の進捗状況の点検と評価

年度ごとに本計画の具体的な施策の達成状況を把握し、特別支援教育推進委員会において、点検と評価を行います。

《参考資料》

1 第3次日野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 日野市の特別支援教育の推進に向けて、第3次日野市特別支援教育推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、第3次日野市特別支援教育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、策定に係る事項を実施する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員13名以内をもって組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 日野市立小学校長の代表 1名
- (3) 日野市立中学校長の代表 1名
- (4) 都立七生特別支援学校長 1名
- (5) 市民(保護者) 2名
- (6) 企画部財政課長 1名
- (7) 企画部企画調整課長 1名
- (8) 健康福祉部発達支援室長 1名
- (9) 健康福祉部障害福祉課長 1名
- (10) 教育部教育指導担当参事 1名
- (11) 教育部統括指導主事 1名
- (12) 日野市立幼稚園長の代表 1名

(任期)

第4条 委員会の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、第2条に規定する所掌事項が完了していない場合は任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員が会議に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部特別支援教育推進チームにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務の完了をもってその効力を失う。

2 第3次日野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿
(平成25年12月現在)

No.	区 分	名 前	所 属	備 考
1	学識経験者	小 貴 悟	明星大学 人文学部 心理学科 准教授	
2	日野市立小学校長の代表	松永 式子	南平小学校 (日野市立公立小学校長会)	(副委員長)
3	日野市立中学校長の代表	正留 久巳	三沢中学校 (日野市立公立中学校長会)	(委員長)
4	都立七生特別支援学校長	山本 和弘		
5	市民(保護者)	久松 秀樹	日野市PTA協議会	
	市民(保護者)	磯村 まり子	日野市障害児少年学級 親の会	
6	企画部財政課長	小 塩 茂		平成25年11 月から
7	企画部企画調整課長	小平 裕明		
8	健康福祉部発達支援室長	志村 理恵		
9	健康福祉部障害福祉課長	長谷川 浩之		
10	教育部教育指導担当参事	大野 正人		
11	教育部統括指導主事	島川 浩一		
12	日野市立幼稚園長の代表	井上 宏子	日野第七幼稚園	

※ 平成25年10月まで (企画部財政課長 赤久保 洋司)

3 第3次日野市特別支援教育推進計画策定委員会の検討経過

	開催日	検討内容
第1回	7月12日(金)	<p>【第1回】特別支援教育推進計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、委員長、副委員長の選出 ・計画策定の趣旨説明 ・平成23年度策定の第2次特別支援教育推進計画の取組状況等について ・今後の特別支援教育について 平成24年度特別支援教育推進委員会で検討した内容より ・推進計画の骨子(案)について
第2回	10月11日(金)	<p>【第2回】特別支援教育推進計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次特別支援教育推進計画素案の検討について ・パブリックコメントの方法、時期等について
12月	12月1日～ 12月16日	パブリックコメントの募集(広報掲載など)
第3回	平成26年1月10日	<p>【第3回】特別支援教育推進計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの対応について ・第3次特別支援教育推進計画案及び推進体制について

4 特別支援学級一覧（平成25年4月現在）

1 固定学級

○ 知的障害学級

- ・日野第一小学校（さくら組） ㊦191-0011 日野本町2-14-1
- ・日野第三小学校（ひばり学級） ㊦191-0003 日野台2-1-1
- ・平山小学校（わかくさ学級） ㊦191-0043 平山4-8-6
- ・日野第八小学校（たちばな学級） ㊦191-0032 三沢200
- ・滝合小学校（かわせみ学級） ㊦191-0055 西平山2-3-1
- ・七生緑小学校（あおぞら学級） ㊦191-0033 百草896-1
- ・七生中学校（5組） ㊦191-0041 南平6-7-1
- ・大坂上中学校（10組） ㊦191-0061 大坂上4-17-1
- ・平山中学校（7組） ㊦191-0043 平山4-21-3

○ 病弱学級

- ・日野第五小学校（さやか学級） ㊦191-0062 多摩平4-3-1市立病院内

○ 自閉症・情緒障害学級

- ・日野第二中学校（1組） ㊦191-0062 多摩平4-5-2

2 通級指導学級

○ 情緒障害等通級指導学級

- ・日野第五小学校（ゆりの木学級） ㊦191-0062 多摩平6-21-1
- ・南平小学校（つくし学級） ㊦191-0041 南平4-18-1
- ・東光寺小学校（ひまわり学級） ㊦191-0002 新町3-24-1
- ・日野第三中学校（やまなみ学級） ㊦191-0042 程久保650

○ 言語障害通級指導学級

- ・日野第二小学校（せせらぎ学級） ㊦191-0052 東豊田2-14-1
- ・日野第三小学校（たんぼぼ学級） ㊦191-0003 日野台2-1-1

○ 難聴通級指導学級

- ・日野第二小学校（せせらぎ学級） ㊦191-0052 東豊田2-14-1

5 用語解説

あ 行

○インクルーシブ教育システム (inclusive education system) ※¹

障害者の権利に関する第24条に「インクルーシブ教育システム」の記述がある。日本の署名時の仮訳として「包容する教育制度」と訳されている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要とされている。

か 行

○学習障害 (LD : Learning Disabilities) ※²

学習障害は、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態である。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

(文部科学省 平成18年7月：就学指導資料)

○かしのきシート※³

切れ目のない支援検討委員会で検討され、平成26年度に開設する日野市発達・教育支援センターで実施する。0歳から18歳までの個別支援計画を「かしのきシート」として、各ステージの移行期を中心に継続した支援を行うためのシート。

「かしのきシート」の名前は市民からの提案で、市の木である「かし」としてどんどん大きくなっていく思いを込めて、この名称となっている。

○共生社会※⁴

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

(平成24年7月23日、文部科学省中央教育審議会、初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より)

○切れ目のない支援検討委員会^{※5}

0歳から18歳までの切れ目のない支援を行うための個別支援計画（かしのきシート）や連携体制等について検討を行うため、庁内関係部署や関係者、保護者により構成し平成22年10月に設置された組織。

市健康福祉部発達支援室が所管し、平成25年3月に市長へ最終報告を行った。

○合理的配慮^{※6}

「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義。（平成24年7月23日、文部科学省中央教育審議会、初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より）

○校内委員会^{※7}

学校内に置かれた発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

○個別指導計画^{※8}

幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。

○個別の教育支援計画^{※9}

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。

さ 行

○自閉症^{※10}

自閉症は、以下の特徴によって規定され、医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害である。

- ・人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られる。
- ・言語の発達に遅れや問題がある。
- ・興味や関心が狭く、特定のものにこだわる。
- ・以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れる。

これらの特徴は、軽い程度から重い程度まで見られ、一人一人の状態像は多様である。また、4～6歳頃に多動性が見られることがあるが、適切な教育や経験によって、多動性を含み、諸特徴が目立たなくなることが多い。また、自閉症は、その70%程度が知的障害を併せ有するとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、一般に高機能自閉症と呼ばれている。医学的には、自閉症は、現在の状態に加えて、乳幼児期の状態を踏まえて診断される。自閉症に類似するアスペルガー症候群（知的機能および言語発達の遅れや問題が目立たず、発見されにくい）の診断には、特に乳幼児期の状態の把握が必要とされている。

（文部科学省 平成16年6月：就学指導資料）

○自閉症・情緒障害学級^{*11}

正式には、「自閉症・情緒障害特別支援学級」といい、固定学級となります。

対象は、自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のものである。

○就学支援シート、進学支援シート^{*12}

幼稚園や保育園、小学校での園児や児童の様子、進めてきた指導等について、支援シートを用いて、小学校や中学校に引継ぎをするもの。

小学校や中学校では、支援シートに書かれた内容を入学時の指導に活用し、また保護者とのスムーズな連携を図り、入学後の相談活動を進めやすくします。

○就学相談^{*13}

障害のある幼児・児童の適切な就学先について相談を行います。相談は、就学相談員が保護者の意向にも十分に配慮しながら、個々のニーズに応じた適切な就学先について相談を行う。

○巡回相談員^{*14}

特別支援教育の専門家が実際に学校に赴き、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子供の適切な教育支援のために、専門的な視点から意見や助言を行う。個別指導計画を作る際の助言や、校内委員会への参加、子供の行動観察、希望する保護者との相談、担任との相談等を行う。

○障害者の権利に関する条約^{*15}

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。国では、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法令の整備等を進め、平成25年12月4日に国会で承認され、平成26年1月20日に条約の批准書を国連に提出しました。この条約は平成26

年2月19日に効力を生ずることとなっています。

障害者の権利に関する条約の中で、教育については第24条に記載されており、同条約が求める「インクルーシブ教育システム」について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害がある者と障害がない者が共に学ぶ仕組みであり、障害がある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

○障害者保健福祉ひの6か年プラン^{※16}

このプランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」をあわせて日野市の計画として策定。計画期間は、平成24年度から平成29年度までの6か年の計画。

○専門委員会^{※17}

医師、心理学の専門家、特別支援学級の教員、その他発達障害に詳しい教員等から構成。専門委員会は、校長を通し各校の校内委員会からの依頼を受けて、子供の判断を行い、個別指導計画を作成するための助言を行う。

た 行

○注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder）^{※18}

注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。一定程度の不注意・多動性は、発達段階の途上においては、どの児童・生徒においても現れうるものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

（文部科学省 平成18年7月：就学指導資料）

○東京都特別支援教育推進計画^{※19}

この計画は、これからの都における特別支援教育の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に策定した長期計画。この計画は、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する都民の期待にこたえ、都立特別支援学校が抱える課題の解決とともに、幼稚園、小学校及び中学校、区立特別支援学校、都立高等学校及び都立中等教育学校における特別支援教育の推進・充実を図るためのもの。

第一次実施計画は、平成17年度から19年度までの3年間、第二次実施計画は、平成20年度から22年度までの3年間で策定。第三次実施計画は、平成23年度から平成28年度までの6年間で計画期間となっている。

○特殊教育^{※20}

心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育。

平成19年の「学校教育法」の改正により特別支援教育への転換が図られるまで、特殊教育制度の下に障害のある児童・生徒の教育が行われていた。

○特別支援教育^{※21}

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものとなった。

○特別支援学級^{※22}

通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級。日野市では、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「病弱」の特別支援学級（固定学級）と「情緒障害等」、「言語障害」、「難聴」の特別支援学級（通級指導学級）を設置している。

固定学級は、学習活動等のすべてを小・中学校に設置された特別支援学級で指導を受け、通級指導学級は、小・中学校の通常の学級に在籍し、その障害に応じた特別の指導を通級指導学級で受ける形態となる。

○特別支援学校^{※23}

「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害。

○特別支援学校のセンター的機能^{※24}

都立特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のことをいう。

○特別支援教室^{※25}

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月）に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられた。

区市町村の重層的な支援体制の一つとして、「特別支援教室」をすべての小・中学校に設置し、発達障害の程度等に応じて個別指導等を実施する。個別指導等は、通級指導学級の教員により巡回指導・相談を行う。

○特別支援教育コーディネーター^{※26}

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

は 行

○発達障害^{※27}

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。（「発達障害者支援法」より）

○日野市学校教育基本構想（教育のまち 日野）^{※28}

ひのっ子教育の在り方をもう一度見つめ直し、これからの学校教育が向かう方向性を広く保護者や地域とともに考えていくために策定。計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間。平成25年度には、第2次日野市学校教育基本構想を策定する予定。

○日野市基本構想・基本計画（2020プラン）^{※29}

日野市の最上位計画として、この構想や計画に基づき施策等が推進される。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間。

○副籍制度^{※30}

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

や 行

○ユニバーサルデザイン^{*31}

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方。高齢者、障害のある人のみならず可能な限りすべての人を対象としているもの。

第3次日野市特別支援教育推進計画

平成26年3月

編集・発行 日野市教育委員会

〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1
電話 042-585-1111 (代表)